



龍ヶ崎市長 殿

供覧・決裁	部長	次長	課長	担当・係長	係
			高		福山
文書分類			保存区分	永・10・5・3・1	中企第1024号

令和6年11月18日

茨城県知事 大井川 和彦
(公 印 省 略)

大規模小売店舗の届出に関する公告通知及び意見照会書

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により届出のあった下記の大規模小売店舗について、同条第3項の規定に基づき準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告するので、同法第8条第1項の規定に基づき通知するとともに、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から貴市の意見を求めますので、令和7年3月21日までに別紙意見書により回答願います。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス龍ヶ崎店
龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目1番1 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称及び代表者氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 野々口 剛
 - 住所
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- 届出年月日
令和6年11月12日
- 公告の内容
別紙のとおり
- 公告年月日
令和6年11月21日

問い合わせ先

茨城県産業戦略部中小企業課
大型店担当

TEL 029-301-3559

FAX 029-301-3569

課 名	中小企業課 3559
増 刷 部 数	

起 案 者 印	
照 合 者 印	

茨城県告示第1297号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和6年11月21日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 野々口 剛

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス龍ヶ崎店

龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目1番1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
MULプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	船橋 啓二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	野々口 剛

(3) 変更の年月日

令和6年4月1日 外

(4) 変更する理由

名称及び代表者変更のため

3 届出年月日

令和6年11月12日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

様式第2（第6条関係）

受理年月日	令和6年11月12日
受理番号	134
備考	

変更届出書

令和6年11月12日

茨城県知事 殿

名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 野々口 剛

住所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス龍ヶ崎店

所在地 茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目1番1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）MULプロパティ株式会社

代表取締役 船橋 啓二

（変更後）三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 野々口 剛

3 変更の年月日

令和6年4月1日 外

4 変更する理由

名称及び代表者変更の為

